

令和2年5月25日

保護者の皆様

社会福祉法人 厚生福祉会
理事長 小川 幸男
青戸福祉保育園
園長 小島 明子

「緊急事態宣言」の解除後における保育所の運営について

4月7日に国の新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態宣言が発令され2ヶ月あまり、保護者の皆様には「緊急事態保育」としてご家庭での保育にご協力いただき誠にありがとうございました。

「緊急事態宣言」解除後の保育所等の利用については、5月22日付葛飾区通知の通り、感染拡大防止のため引き続き「ご家庭での保育を要請する」対応となっています。当園においては、できるだけ3密状態を回避する保育スタイルを工夫しながら実施していきませんが、保護者の皆様には引き続き下記の点についてご協力いただきますようお願い致します。

1、下記の場合には、家庭での保育をお願いいたします。

- ① ご家庭で保育が可能な場合
- ② 育児休暇中など保護者のどちらかが在宅の場合
- ③ 仕事(在宅ワークも含む)以外での保育園の利用

★なお、特別なご事情があるときは、遠慮なく施設長に申し出てください。

2、登園する際のお願い事項

- ① お子さん、家族の皆さんにいつもと違う様子や体調不良があったときは、ご家庭での保育をお願い致します。(ごろごろしている、活気がない、不機嫌等)
- ② お子さんの毎朝の検温をお願いします。
 - ・お子さんに 37.5 度以上の発熱または呼吸器症状、下痢等の症状が認められる場合は、保育をお断りいたします。
- ③ マスクの着用が可能なお子さんは、マスクの着用をお願いします。
 - ・お子さんのマスクには記名をお願いします。
- ④ お子さんに下記の症状があった場合はお迎えをお願いします。
 - ・保育中において 37 度 5 分の発熱
 - ・頻発する咳、咳き込み
 - ・食欲不振(味覚の変化がある可能性があるなど)、下痢
- ⑤ お子さんの発熱後の登園は、(解熱剤を使わず)解熱後 24 時間以上が経過し、呼吸症状が改善傾向となるまで登園を控えてください。